

東大安環第 173 号
令和 3 年 3 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人東京大学
学長 五 神 真

廃止措置計画変更承認申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）第43条の3の2第3項において準用する同法第12条の6第3項及び同法第76条の規定に基づき、令和2年9月29日付け東大安環第87号をもって申請した国立大学法人東京大学の東京大学原子炉に係る廃止措置計画変更承認申請書の一部補正いたします。

記

1. 補正の理由

別紙1のとおり。

2. 補正に係る事項

令和2年9月29日付け東大安環第87号をもって申請した東京大学原子炉廃止措置計画変更申請書の記述を、別紙2の新旧対照表のとおり補正する。

補正の理由

1. 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備に対する位置、構造について、追記するため。
2. 品質マネジメントシステムに関し、経営責任者を学長に修正することで、トップマネジメントの責任を明確にするため。
3. 表記の適正化のため。

新旧対照表

廃止措置計画変更承認申請書 本文の一部補正

廃止措置計画変更承認申請書 添付書類 8 の一部補正

(赤字は、令和 2 年 9 月 2 9 日付けで申請した変更箇所、青字は、今回の一部補正箇所を示す。)

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>4. 廃止措置の対象となる原子炉施設及びその敷地</p> <p>4.1 解体する原子炉施設</p> <p>4.1.1 原子炉施設の概要と経緯</p> <p>東京大学原子炉 (以下、「東大炉」という。) は、一般的な仕様としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉のタイプ： 高速炉 ・定格熱出力： 2kW ・炉心燃料体： 濃縮金属ウラン、ステンレス被覆、水平円柱形 (3体) ・ブランケット燃料体： 劣化金属ウラン、ステンレス被覆、中空水平円柱形他 (2体) ・反射体： 鉛一式 ・冷却方式： 強制空気冷却 (吸引方式) ・制御棒： 劣化金属ウラン、円柱形、水平駆動、中性子漏洩率制御方式 (6体) ・即発中性子寿命： 29nsec. ・遅発中性子割合： 0.725% ・温度係数： 約$-1.28 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ <p>等を有しており、その他の特徴として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系を一切使っていない乾式炉心を大気圧下で空冷しながら運転する方式 ・1炉心複数運転位置方式 (認可を受けている運転位置は6ヶ所) ・燃焼度が低く、燃料交換を必要とせず、供用中に使用済燃料が生じない方式 <p>等を有している。</p> <p>現在に至るまでの東大炉の履歴概要を表1に、また、その間に行った「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「法」という。)に基づく設置(変更)承認経緯を表2にそれぞれまとめて示す。事業所としては、当初、工学部附属原子力工学研究施設として、1967年(昭和42年)6月1日付けで国から設置が認められ、その後、2005年(平成17年)4月1日付けの学内改組により、大学院工学系研究科原子力専攻に名称を改め、現在に至っている。また、法に基づく東京大学原子炉施設(以下、単に「原子炉施設」という。)の設置承認は、1968年(昭和43年)12月12日付けで得ており、その後、設備内容や性能等の変更のために、10回にわたる設置変更承認を経て、現在に至っている。</p> <p>東京大学は、これまで東大炉を用いて、他大学・研究機関の研究者・学生等を含め、多くの特徴のある研究と教育を行ってきたが、東京大学における新たな原子力研究教育活動の展開を図るために、既存の研究教育設備の運用見直しを行い、その一環として、東大炉の運転の永久停止と廃止を決定し、その準備を開始することを2009年(平成21年)10月9日に外部表明した。この決定に基づき、燃料体の処分方法等、基本的に必要な諸般の調整作業を国外を含む関係者間で行った後、濃縮ウラン燃料体の処分を日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」という。)に譲渡する方針のもとで、2012年(平成24年)8月24日に初版の廃止措置計画の認可を得た。2014年(平成26年)2月21日に第2版として、ウラン切粉の回収方法について変更した後、濃縮ウラン燃料体の切断小片化に成功した。しかしながら、今後も続くこれら燃料体切断作業が、施設の高経年化対応により遅延する懸念から、濃縮ウランの使用済み燃料の処分方法について米国へ返還する方針も加えることとした。2018年(平成30年)8月1日に米国とSOIを締結し、2022年(令和4年)3月までに米国由来の濃縮ウランを返還することを表明するとともに、2019年(平成元年)9月25日に第3版として廃止措置計画書の変更を行った。</p> <p>6. 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設</p> <p>東大炉の廃止措置期間中における原子炉施設としての安全性を確保するために、廃止措置計画の5.2~5.5に示す各段階に応じて、その要求される機能及び性能を維持し、廃止措置期間中の東大炉を適切に維持管理する。</p> <p>そこで、性能を維持すべき原子炉施設(以下、「性能維持施設」という。)として、原子炉施設の区分毎に、各設備機能を廃止措置期間中に維持する必要性の有無と求められる機能及び性能について、まとめて表5に示す。</p>	<p>4. 廃止措置の対象となる原子炉施設及びその敷地</p> <p>4.1 解体する原子炉施設</p> <p>4.1.1 原子炉施設の概要と経緯</p> <p>東京大学原子炉 (以下、「東大炉」という。) は、一般的な仕様としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉のタイプ： 高速炉 ・定格熱出力： 2kW ・炉心燃料体： 濃縮金属ウラン、ステンレス被覆、水平円柱形 (3体) ・ブランケット燃料体： 劣化金属ウラン、ステンレス被覆、中空水平円柱形他 (2体) ・反射体： 鉛一式 ・冷却方式： 強制空気冷却 (吸引方式) ・制御棒： 劣化金属ウラン、円柱形、水平駆動、中性子漏洩率制御方式 (6体) ・即発中性子寿命： 29nsec. ・遅発中性子割合： 0.725% ・温度係数： 約$-1.28 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ <p>等を有しており、その他の特徴として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系を一切使っていない乾式炉心を大気圧下で空冷しながら運転する方式 ・1炉心複数運転位置方式 (認可を受けている運転位置は6ヶ所) ・燃焼度が低く、燃料交換を必要とせず、供用中に使用済燃料が生じない方式 <p>等を有している。</p> <p>現在に至るまでの東大炉の履歴概要を表1に、また、その間に行った「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「法」という。)に基づく設置(変更)承認経緯を表2にそれぞれまとめて示す。事業所としては、当初、工学部附属原子力工学研究施設として、1967年(昭和42年)6月1日付けで国から設置が認められ、その後、2005年(平成17年)4月1日付けの学内改組により、大学院工学系研究科原子力専攻に名称を改め、現在に至っている。また、法に基づく東京大学原子炉施設(以下、単に「原子炉施設」という。)の設置承認は、1968年(昭和43年)12月12日付けで得ており、その後、設備内容や性能等の変更のために、10回にわたる設置変更承認を経て、現在に至っている。</p> <p>東京大学は、これまで東大炉を用いて、他大学・研究機関の研究者・学生等を含め、多くの特徴のある研究と教育を行ってきたが、東京大学における新たな原子力研究教育活動の展開を図るために、既存の研究教育設備の運用見直しを行い、その一環として、東大炉の運転の永久停止と廃止を決定し、その準備を開始することを2009年(平成21年)10月9日に外部表明した。この決定に基づき、燃料体の処分方法等、基本的に必要な諸般の調整作業を国外を含む関係者間で行った後、濃縮ウラン燃料体の処分を日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」という。)に譲渡する方針のもとで、2012年(平成24年)8月24日に初版の廃止措置計画の認可を得た。2014年(平成26年)2月21日に第2版として、ウラン切粉の回収方法について変更した後、濃縮ウラン燃料体の切断小片化に成功した。しかしながら、今後も続くこれら燃料体切断作業が、施設の高経年化対応により遅延する懸念から、濃縮ウランの使用済み燃料の処分方法について米国へ返還する方針も加えることとした。2018年(平成30年)8月1日に米国とSOIを締結し、2022年(令和4年)3月までに米国由来の濃縮ウランを返還することを表明するとともに、2019年(令和元年)9月25日に第3版として廃止措置計画書の変更を行った。</p> <p>6. 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設</p> <p>東大炉の廃止措置期間中における原子炉施設としての安全性を確保するために、廃止措置計画の5.2~5.5に示す各段階に応じて、その要求される機能及び性能を維持し、廃止措置期間中の東大炉を適切に維持管理する。</p> <p>そこで、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設(以下、「性能維持施設」という。)として、原子炉施設の区分、設備区分、構成機器を列挙し、表5に示す。</p>	<p>誤植</p> <p>表5の見直しに伴う記載変更</p>

補 正 前 (令和2年9月29日申請時)	補 正 後	備 考
<p>7. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備とその設備の性能を維持すべき期間を廃止措置の各段階に対応させて、図2に示す。</p> <p>東大炉では、炉心に燃料体が装荷されている状態で廃止措置計画が承認され、燃料体のうち濃縮ウラン燃料体の譲渡を目的として、当該燃料体の水中切断及びその切粉の処理作業を第1段階で行う計画である。これにより、原子炉本体及び核計装設備並びに臨界管理のための速、熱中性子モニタについては、この燃料体処理が行われる第1段階まで各設備の機能及び性能を維持する。一方、第2及び第3段階では、原子炉室において、設備の解体と廃棄物の取扱い作業が主となることから、廃棄施設、放射線管理施設（環境モニタ、炉室用ガンマ線モニタ、スタックガス・ダストモニタ等）及び給排気設備等について廃止措置終了確認まで各設備の性能を維持していく。</p> <p>12. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 12.5 経営責任者等の責任 12.5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 学長及び学長より権限を委譲された者（以下、「学長等」という。）は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質方針を設定する。 (2) 品質目標が設定されていることを確実にする。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取り組みに参画できる環境を整える。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できることを確実にする。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明責任を考慮して確実に行われるようにする。 <p>12.5.2 原子力の安全確保の重視 学長等は、原子力の安全確保を最優先に位置づけ、組織の意思決定の際には、業務や原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。</p> <p>12.5.3 品質方針 学長等は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し、維持することに関するものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に学長等が責任を持って関与すること。 (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に学長等が責任を持って関与すること。 	<p>7. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備に対する位置及び構造については、構成機器に対応させて表5に示す。また、それら設備の性能を維持すべき期間については、廃止措置の各段階に対応させることで図2に示す。</p> <p>東大炉では、炉心に燃料体が装荷されている状態で廃止措置計画が承認され、燃料体のうち濃縮ウラン燃料体の譲渡を目的として、当該燃料体の水中切断及びその切粉の処理作業を第1段階で行う計画である。これにより、原子炉本体及び核計装設備並びに臨界管理のための速、熱中性子モニタについては、この燃料体処理が行われる第1段階まで各設備の機能及び性能を維持する。一方、第2及び第3段階では、原子炉室において、設備の解体と廃棄物の取扱い作業が主となることから、廃棄施設、放射線管理施設（環境モニタ、炉室用ガンマ線モニタ、スタックガス・ダストモニタ等）及び給排気設備等について廃止措置終了確認まで各設備の性能を維持していく。</p> <p>12. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 12.5 経営責任者等の責任 12.5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 学長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品質方針を設定する。 (2) 品質目標が設定されていることを確実にする。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取り組みに参画できる環境を整える。 (4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できることを確実にする。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明責任を考慮して確実に行われるようにする。 <p>12.5.2 原子力の安全確保の重視 学長は、原子力の安全確保を最優先に位置づけ、組織の意思決定の際には、業務や原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。</p> <p>12.5.3 品質方針 学長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し、維持することに関するものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に学長が責任を持って関与すること。 (3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に学長が責任を持って関与すること。 	<p>表5に設備の位置、構造を追記</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>12.5.4 計画</p> <p>1) 品質目標</p> <p>(1) 学長等は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務や原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合性がとれているものとする。</p> <p>2) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 学長等は、12.4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</p> <p>(2) 学長等は、プロセス、組織改正等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下、「品質保証責任者」という。）を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果</p> <p>② 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>12.5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>1) 責任及び権限</p> <p>学長等は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>2) 管理者</p> <p>(1) 学長等は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善すること。</p> <p>② 業務に従事する要員の、業務や原子炉施設に対する要求事項についての認識を高めること。</p> <p>③ 成果を含む実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組みを促進すること。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにすること。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>④ 要員に常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>3) 品質保証責任者</p> <p>学長等は、品質保証責任者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>12.5.4 計画</p> <p>1) 品質目標</p> <p>(1) 学長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務や原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合性がとれているものとする。</p> <p>2) 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 学長は、12.4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</p> <p>(2) 学長は、プロセス、組織改正等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下、「品質保証責任者」という。）を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果</p> <p>② 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>12.5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>1) 責任及び権限</p> <p>学長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>2) 管理者</p> <p>(1) 学長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善すること。</p> <p>② 業務に従事する要員の、業務や原子炉施設に対する要求事項についての認識を高めること。</p> <p>③ 成果を含む実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組みを促進すること。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、前項(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組みを積極的に行えるようにすること。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>④ 要員に常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>3) 品質保証責任者</p> <p>管理者は、品質保証責任者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p>	<p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化 経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>職務の明確化</p>

補正前 (令和2年9月29日申請時)	補正後	備考
<p>① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長等に報告すること。</p> <p>③ 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。</p> <p>④ 関係法令を遵守すること。</p> <p>4) 組織の内部の情報の伝達 学長等は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>12.5.6 マネジメントレビュー</p> <p>1) 一般</p> <p>(1) 学長等は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー用チェックリスト」を用いながら、年1回以上、品質マネジメントシステムの評価（以下、「マネジメントレビュー」という。）を実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>2) マネジメントレビューに用いる情報 品質保証責任者は、マネジメントレビューに用いる情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者からの意見</p> <p>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況</p> <p>④ 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下、「使用前検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 安全文化を育成し、維持するための取組みの実施状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置及び処置状況のフォローアップ</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>⑪ 改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた処置の有効性</p> <p>3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 学長等は、マネジメントレビューの結果を受けて、次の事項に関する決定及び処置を含め、保安に係る組織に必要な改善を指示する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善</p> <p>② 業務に関する計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持の改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 品質管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を「マネジメントレビュー実施記録」として作成し、これを管理する。</p>	<p>① 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長に報告すること。</p> <p>③ 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。</p> <p>④ 関係法令を遵守すること。</p> <p>4) 組織の内部の情報の伝達 学長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>12.5.6 マネジメントレビュー</p> <p>1) 一般</p> <p>(1) 学長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー用チェックリスト」を用いながら、年1回以上、品質マネジメントシステムの評価（以下、「マネジメントレビュー」という。）を実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>2) マネジメントレビューに用いる情報 品質保証責任者は、マネジメントレビューに用いる情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>① 内部監査の結果</p> <p>② 組織の外部の者からの意見</p> <p>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況</p> <p>④ 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下、「使用前検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 安全文化を育成し、維持するための取組みの実施状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置及び処置状況のフォローアップ</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>⑪ 改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた処置の有効性</p> <p>3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 学長は、マネジメントレビューの結果を受けて、次の事項に関する決定及び処置を含め、保安に係る組織に必要な改善を指示する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善</p> <p>② 業務に関する計画及び実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持の改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 品質管理責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を「マネジメントレビュー実施記録」として作成し、これを管理する。</p>	<p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p> <p>経営責任者の明確化</p>

補 正 前 (令和2年9月29日申請時)	補 正 後	備 考
<p>(3) 保安に係る組織は、前出(1)で改善の指示を受けた事項について、必要な措置を行う。</p> <p>12.6 資源の管理 12.6.1 資源の確保 学長等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確にし、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要員 (要員の力量) (2) 個別の業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 <p>12.6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 保安に係る組織の要員には、個別業務に必要な教育訓練、技能及び経験を判断の根拠として、それらを適用する能力 (以下、「力量」という。) が実証された者を充てる。また、外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。 2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確に定めること。 (2) 要員の力量を確保するために教育・訓練その他の措置を講ずること。 (3) 教育・訓練その他の措置の有効性を評価すること。 (4) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 品質目標の達成に向けた自らの貢献 ② 品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献 ③ 原子力の安全の対する当該個別業務の重要性 (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理すること。 	<p>(3) 保安に係る組織は、前出(1)で改善の指示を受けた事項について、必要な措置を行う。</p> <p>12.6 資源の管理 12.6.1 資源の確保 学長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確にし、これを確保し、及び管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要員 (要員の力量) (2) 個別の業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 <p>12.6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 補正なし。</p>	<p>経営責任者の明確化</p>

施設区分		設備区分	構成機器	要否	求められる機能	性能	理由	
原子炉本体	炉心集合体	炉心集合体	中核燃料	-				
			ブランケット燃料	-				
			制御材燃料	-				
			A 反射体	○	燃料体収納能力及び炉心集合体としての移動能力	55cm角の高純度鉛及びステンレス鋼であり、レーン上で移動でき、有意な損傷がないこと	廃止措置第1段階での燃料体処理のため	
			実験孔	-				
			前部遮へい体	○	移動架台能力	鉛及び重コンクリートであり、有意な損傷がないこと	同上	
			後部遮へい体	○				
			中性子源	-				
			機械室	○			リアパネルに有意な損傷がないこと	
			移動用通路案内枠	○	炉心集合体としての移動能力	通路遮断厚 40cm 以上を有し、レーン面水平度及び側面曲がりがないこと	同上	
			駆動装置	○		0.5m/分±5%の速度で駆動でき、駆動電流が3.8アンペア以下であること		
			固定装置	○	固定能力	炉心停止位置8ヶ所できびが打てること		
			通路遮へい体	-				
			重コンクリート遮へい体	○		厚壁2m以上を有し、有意な損傷がないこと	燃料体の搬出搬送前の一時的保管場所とするため	
			高速中性子柱設備	○	燃料片収納缶の保管能力及び遮へい能力	充填重コンクリートに有意な損傷がなく、1.5m厚壁が0.5m/分±5%で開閉すること		
熱中性子柱設備	○		十分な壁厚が確保され、有意な損傷がなく、1.5m厚壁が0.5m/分±5%で開閉すること					
中速中性子柱	-							
D 運転位置設備	-							

施設区分		設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
原子炉本体	炉心集合体駆動設備	炉心集合体	A 反射体	・原子炉本体 ・高純度鉛及びステンレス鋼	燃料体収納能力及び炉心集合体としての移動能力	レーン上で移動でき、有意な損傷がないこと	廃止措置第1段階での燃料体処理のため
			前部遮へい体	・原子炉本体	移動架台能力	有意な損傷がないこと	同上
			後部遮へい体	・鉛及び重コンクリート			
			機械室	・原子炉本体			
			移動用通路案内枠	・原子炉本体 ・1m(高)、1.5m(巾)のコンクリート台の上に鉄製の案内枠 ・ベアリングベース面に焼入れ研磨した鉄片嵌め。 ・サイクロ減速機	炉心集合体としての移動能力	リアパネルに有意な損傷がないこと 通路遮断厚 40cm 以上を有し、レーン面水平度及び側面曲がりがないこと 0.5m/分±5%の速度で駆動でき、駆動電流が3.8アンペア以下であること	同上
			駆動装置	・原子炉本体 ・空気圧固定するくさび受けストラライカー	固定能力	炉心停止位置8ヶ所できびが打てること	
			固定装置	・原子炉本体			
			重コンクリート遮へい体	・原子炉本体 ・反射体よりの最短1.8mの厚さで、中に熱中性子柱、高速中性子柱、実験孔有り。		有意な損傷がないこと	
			高速中性子柱設備	・原子炉本体 ・重コンクリート遮断体内、幅1.5m、高1.5m、長1.8mで重コンクリート充填、1.5m厚の遮断用ドア有り。	燃料片収納缶の保管能力及び遮へい能力	充填重コンクリートに有意な損傷がなく、1.5m厚壁が0.5m/分±5%で開閉すること	燃料体の搬出搬送前の一時的保管場所とするため
			熱中性子柱設備	・原子炉本体 ・重コンクリート遮断体内、幅1.5m、高1.5m、長1.8mで黒鉛ブロック積層、1.5m厚の遮断用ドア有り。		十分な壁厚が確保され、有意な損傷がなく、1.5m厚壁が0.5m/分±5%で開閉すること	

備考
設備機能を維持する必要性の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請時)		補正後		備考																						
<p>表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (2/8)</p> <p>○：その性能を維持する必要があるもの ー：その性能を維持する必要のないもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備区分</th> <th rowspan="2">構成機器</th> <th colspan="2">廃止措置期間中の設備の維持</th> <th rowspan="2">理由</th> </tr> <tr> <th>要否</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料取扱及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">新燃料貯蔵庫</td> <td>濃縮ウラン燃料貯蔵庫</td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ウラン燃料貯蔵庫</td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>劣化ウラン燃料貯蔵庫</td> <td>ー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、貯蔵庫としては、使用施設の貯蔵庫として拡充し、利用するため、遮へい性能他を維持する。</p>		施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持		理由	要否	性能	核燃料取扱及び貯蔵施設	新燃料貯蔵庫	濃縮ウラン燃料貯蔵庫	ー			天然ウラン燃料貯蔵庫	ー			劣化ウラン燃料貯蔵庫	ー			(削除)		表5の表記見直し
施設区分	設備区分				構成機器	廃止措置期間中の設備の維持		理由																		
		要否	性能																							
核燃料取扱及び貯蔵施設	新燃料貯蔵庫	濃縮ウラン燃料貯蔵庫	ー																							
		天然ウラン燃料貯蔵庫	ー																							
		劣化ウラン燃料貯蔵庫	ー																							

補正前 (令和2年9月29日申請時)		補正後		備考
(削除)				
表5の表記見直し				

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (3/8)

○：その性能を維持する必要があるもの
 ー：その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持		理由
			求められる機能	性能	
冷却系統施設	冷却装置	ルーツプロロー	要否	ー	
		安全弁	要否	ー	
	配管類	入出口配管	要否	ー	
		フレキシブルホース	要否	ー	
	弁類	バルブ、逆止弁	要否	ー	
		入ロフィルタ	要否	ー	
	フィルタ	出ロフィルタ	要否	ー	
		サイレンサ	要否	ー	

補正前 (令和2年9月29日申請時)

補正後

備考

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (4/8)

○：その性能を維持する必要のあるもの
 ー：その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持			理由
			要否	求められる機能	性能	
計測制御系統施設	核計表	検出器	○*	炉心に A または B 燃料体が装着されている間の中性子計測能力 (起動系のみ)	対数計数率で 1~10 ⁵ cps (5桁) を計測、指示できること (起動系のみ)	廃止措置第1段階で、燃料体を一括ではなく、順次取出し際の未臨界確認のため。
		アンプ、指示計等	○*			
		試験器	○*			
	プロセス計表	炉心部温度測定系	ー			
		冷却系測定系	ー			
	安全保護回路	インターロック系統	ー			
		スクラム系統	ー			
		アラーム系統	ー			
	制御棒駆動機構	制御棒駆動機構	ー			
		中性子駆動機構	ー			
非常用制御設備	後備炉停止系	ー				

*：燃料体を順次取り出す過程で、炉内にC燃料体だけになった場合には、物理的に臨界にならないことが明らかなので、起動系モニタの維持は不要とする。

表5 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその位置、構造並びにその性能 (2/6)

施設区分	設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
計測制御系統施設	核計表	検出器	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体 核分裂計数管2系統 (起動系) 	炉心に A または B 燃料体が装着されている間の中性子計測能力 (起動系のみ)	対数計数率で 1~10 ⁵ cps (5桁) を計測、指示できること (起動系のみ)	廃止措置第1段階で、燃料体を一括ではなく、順次取出し際の未臨界確認のため。
		アンプ、指示計等	<ul style="list-style-type: none"> 制御室 前置増幅器 高圧・低圧電源 対数計数率計 計数率記録計 			
	試験器	<ul style="list-style-type: none"> 制御室 直流出力 (9段切替) パルス発生器 (6段切替) ランプ発生器 (固定及び可変) 	直流出力各レンジ (アンペア) 1%、パルス発生器各レンジ (cps) 0.1%、ランプ発生器 (sec) ±1%			

設備機能を維持する必要の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請時)

補正後

備考

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (5/8)

○：その性能を維持する必要のあるもの
 ー：その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持			理由
			要否	求められる機能	性能	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄施設	冷却系出口フィルタ	ー			
		排風機、予備排風機、バタフライ弁	○		各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること	廃止措置期間中に生じる廃棄物を取扱うため
	排風機フィルタ	○	廃棄施設としての従前の処理及び貯蔵能力	フィルタ捕集性能が90%以上であること		
	液体貯留槽	○		8トン/基(3基)の液体を貯留できること		
	固体廃棄施設	○		ドラム缶換算で24本収納できること		
	廃棄物一時保管庫	○		廃棄フィルタを保管できる金属容器が設置されていること		

表5 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその位置、構造並びにその性能 (3/6)

施設区分	設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄施設	排風機、予備排風機、バタフライ弁	・排気系統設備室 ・ターボファン	廃棄施設としての従前の処理及び貯蔵能力	各排風機における排気量を担保でき、連動してバタフライ弁が作動すること	廃止措置期間中に生じる廃棄物を取扱うため
		排風機フィルタ	・排気系統設備室 ・高性能フィルタ他			
	液体貯留槽	・廃液貯留槽室 ・8トン/基×3基				
	固体廃棄施設	廃棄物一時保管庫	・廃棄物保管庫 ・耐火構造		ドラム缶換算で24本収納できること 廃棄フィルタを保管できる金属容器が設置されていること	

設備機能を維持する必要の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請時)

補正後

備考

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (6/8)

○：その性能を維持する必要のあるもの
 ー：その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持			理由
			要否	求められる機能	性能	
放射線管理施設	環境モニタ	モニタリングポスト	○		$1 \times 10^{-9} \sim 1 \times 10^1 \mu\text{Gy/h}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中での屋外の放射線管理を行うため
	エリアモニタ	ガンマ線モニタ (炉室系低線量用のみ)	○	放射線管理施設としての従前の計測能力	$1 \times 10^{-4} \sim 1\text{mSv}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中での燃料及び廃棄物の取扱いに対し、屋内の放射線管理を行うため
		速、熱中性子モニタ (炉室系のみ)	○		$0.1 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置第1段階での燃料体処理に対し、屋内の放射線管理を行うため
	ガス、ダストモニタ	FFD	ー			
		炉冷系ガス・ダストモニタ	ー			
	汚染モニタ	スタック系ガス・ダストモニタ	○	放射線管理施設としての従前の計測能力	$0.1 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中の屋内外の放射線管理を行うため
ハンドフットクロスマニタ		○		$0 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中の屋内の放射線管理を行うため	

表5 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその位置、構造並びにその性能 (4/6)

施設区分	設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
放射線管理施設	環境モニタ	モニタリングポスト	・原子炉施設周辺監視区域境界付近 ・NaI シンチレーション検出器		$1 \times 10^{-9} \sim 1 \times 10^1 \mu\text{Gy/h}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中での屋外の放射線管理を行うため
		ガンマ線モニタ (炉室系低線量用のみ)	・原子炉室 ・半導体検出器	放射線管理施設としての従前の計測能力	$1 \times 10^{-4} \sim 1\text{mSv}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中での燃料及び廃棄物の取扱いに対し、屋内の放射線管理を行うため
	エリアモニタ	速、熱中性子モニタ (炉室系のみ)	・原子炉室 ・BF ₃ 管検出器 (速中性子系では減速材付き)		$0.1 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置第1段階での燃料体処理に対し、屋内の放射線管理を行うため
		スタック系ガス・ダストモニタ	・排気監視室 ・G. M. 検出器 (ダスト) ・NaI シンチレーション検出器 (ガス) ・吸引機	放射線管理施設としての従前の計測能力	$0.1 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中の屋内外の放射線管理を行うため
	汚染モニタ	ハンドフットクロスマニタ	・HOT 実験室 ・G. M. 検出器		$0 \sim 10^6\text{cps}$ の範囲で測定できること	廃止措置期間中の屋内の放射線管理を行うため

設備機能を維持する必要性の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請時)

補正後

備考

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (7/8)

○: その性能を維持する必要のあるもの
 -: その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持			理由
			要否	求められる機能	性能	
原子炉格納施設	原子炉室	遮へい壁	○		壁厚2m以上を有すること	廃止措置期間中の気密、負圧保持、遮へい、出入管理、重量物運搬等の機能を維持するため
		ペネトレーション	○	格納施設としての従前の能力	ガラス面に傷がなく、水量を保持できること	
		気密扉、スライド扉	○		空気漏洩率が5%/h以内であること	
		天井クレーン	○		最大10トンの荷が移動できること	
		補機室	-			
	炉室給排気測定系	空調機、ダクト、ダンパ	○		負圧量によってダンパが連動して閉閉すること	廃止措置期間中の換気、負圧保持等の機能を維持するため
		排風機、ダクト、ダンパ	○	給排気系としての従前の能力	負圧量によってダンパが連動して閉閉すること	
		負圧記録計	○		～3.00kPaまで計測できること	
		温度、湿度記録計	○		-20～50℃の温度及び0～100%の湿度が記録できること	

表5 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその位置、構造並びにその性能 (5/6)

施設区分	設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
原子炉格納施設	原子炉室	遮へい壁	・原子炉室建屋 ・30m×20m×12m(高さ)鉄筋コンクリート構造	格納施設としての従前の能力	壁厚2m以上を有すること	廃止措置期間中の気密、負圧保持、遮へい、出入管理、重量物運搬等の機能を維持するため
		ペネトレーション	・原子炉室 ・強化ガラス		ガラス面に傷がなく、水量を保持できること	
		気密扉、スライド扉	・原子炉室 ・鉄枠		空気漏洩率が5%/h以内であること	
		天井クレーン	・原子炉室天井 ・クレーン付き移動台車及びホイスト		最大10トンの荷が移動できること	
		空調機、ダクト、ダンパ	・原子炉室 ・負圧自動開閉式ダンパ		負圧量によってダンパが連動して閉閉すること	
	炉室給排気測定系	排風機、ダクト、ダンパ	・制御室 ・工業用チャートレコーダー(点・打点タイプ)	給排気系としての従前の能力	負圧量によってダンパが連動して閉閉すること	廃止措置期間中の換気、負圧保持等の機能を維持するため
		負圧記録計	・制御室 ・工業用チャートレコーダー(点・打点タイプ)		～3.00kPaまで計測できること	
		温度、湿度記録計	・制御室 ・工業用チャートレコーダー(点・打点タイプ)		-20～50℃の温度及び0～100%の湿度が記録できること	

設備機能を維持する必要性の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請時)

補正後

備考

表5 原子炉施設の区分毎の設備の機能及び性能維持 (8/8)

○：その性能を維持する必要があるもの
 ー：その性能を維持する必要のないもの

施設区分	設備区分	構成機器	廃止措置期間中の設備の維持		理由	
			要否	求められる機能		
その他原子炉の附属施設	実験準備室	遮へい壁	ー			
		ペネトレーション	ー			
		気密扉	○	劣化ウラン燃料体の貯蔵・	管理替えされた劣化ウラン燃料体の貯蔵保管を行うため	
		天井クレーン	○	取扱いのための従前の能力		
		NF貯蔵庫の遮へい壁	○	壁厚0.5m以上であること		
				RI貯蔵庫の遮へい壁	ー	
				測定室の遮へい壁	ー	
				遮へい壁	ー	
				人員出入口扉	ー	
			附属建屋	研究棟	○	HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること
		受変電設備	○	商用電源6600Vを受電できること		
		非常用電源	○	停電から90秒以内に作動すること		
	電気設備	火災警報装置	○	温度ないし煙に対し感応して発報すること		
		通信設備	○	広報周知ができること		

表5 廃止措置期間中に性能を維持すべき設備及びその位置、構造並びにその性能 (6/6)

施設区分	設備区分	構成機器	位置、構造	求められる機能	性能	理由
その他原子炉の附属施設	実験準備室	気密扉	・実験準備室 ・鉄枠	劣化ウラン燃料体の貯蔵・取扱いのための従前の能力	負圧が維持できること	管理替えされた劣化ウラン燃料体の貯蔵保管を行うため
		天井クレーン	・実験準備室 ・クレーン付き移動台車及びホイスト		最大10トンの荷が移動できること	
		NF貯蔵庫の遮へい壁	・実験準備室 ・重コンクリート壁		壁厚0.5m以上であること	
	附属建屋	研究棟	・研究棟	附属建屋及び電気設備としての従前の能力	HOT実験室では、作業時に負圧が維持できること	廃止措置期間中の保安を維持するため
		受変電設備	・変電室他 ・変圧器		商用電源6600Vを受電できること	
		非常用電源	・変電室他 ・静止形無停電電源装置 ・ディーゼル発電機		停電から90秒以内に作動すること	
		火災警報装置	・原子炉室他 ・熱又は煙感応式	温度又は煙に対し感応して発報すること		
		通信設備	・原子炉室及び制御室 ・固定式、PHS		広報周知ができること 電話通信連絡ができること	

性能に一部追記

設備機能を維持する必要性の有無欄を削除及び位置、構造欄の追記

補正前 (令和2年9月29日申請)	補正後	備考
<p data-bbox="617 457 783 491">添付書類8</p> <p data-bbox="249 569 1160 602">廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p>	<p data-bbox="1783 457 1949 491">添付書類8</p> <p data-bbox="1418 569 2329 602">廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</p>	

補 正 前 (令和2年9月29日申請)	補 正 後	備 考
<p>1. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 東京大学原子炉施設に係る品質マネジメント活動（以下「QMS」という。）については、本文「12. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」を踏まえ、学長によるトップマネジメントを明示した品質保証計画指針（品質マニュアル）に改訂すると共に、第 1 次文書としての位置づけにある保安規定に定めている。よって、廃止措置を行っている期間中においては、保安規定を遵守することで QMS を担保する。ただし、核燃料物質の実輸送及び輸送容器に関する QMS については、別途定めることとし、承認にあたっては原子力安全管理委員会の審議を経るものとする。</p> <p>2. QMS に係る体制 上述した QMS を行っていくにあたり、学長並びに学長から権限を委譲された者（以下、「学長等」という。）をトップマネジメントとする体系を策定する。学長等は、QMS に係る業務を管理監督する者として原子力専攻長を管理者として任命し、品質保証計画指針（品質マニュアル）を策定し、廃止措置に係る種々の業務について QMS を体系的に実施させ、QMS の基本方針の周知徹底を図り、指揮する。また、管理者は、廃止措置に係る業務から独立性を担保した品質保証責任者を任命し、QMS に必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実に行う責任と権限をこれに与える。 廃止措置に関する QMS は、是正措置プログラム委員会において計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用していく。 QMS に係る内部監査は、品質保証監査委員会で行い、活動結果について学長等に報告する。</p> <p>3. 継続的な改善 学長等及び管理者は、評価の報告において、改善が必要と判断した場合は、未然防止処置ないし是正処置の指示等を行い、これら継続的な改善を通して、廃止措置作業に係る安全の達成・維持・向上を図る。</p>	<p>1. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム 東京大学原子炉施設に係る品質マネジメント活動（以下「QMS」という。）については、本文「12. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」を踏まえ、学長によるトップマネジメントを明示した品質保証計画指針（品質マニュアル）に改訂すると共に、第 1 次文書としての位置づけにある保安規定に定めている。よって、廃止措置を行っている期間中においては、保安規定を遵守することで QMS を担保する。ただし、核燃料物質の実輸送及び輸送容器に関する QMS については、別途定めることとし、承認にあたっては原子力安全管理委員会の審議を経るものとする。</p> <p>2. QMS に係る体制 上述した QMS を行っていくにあたり、学長をトップマネジメントとする体系を策定する。学長は、QMS に係る業務を管理監督する者として原子力専攻長を管理者として任命し、品質保証計画指針（品質マニュアル）を策定し、廃止措置に係る種々の業務について QMS を体系的に実施させ、QMS の基本方針の周知徹底を図り、指揮する。また、管理者は、廃止措置に係る業務から独立性を担保した品質保証責任者を任命し、QMS に必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実に行う責任と権限をこれに与える。 廃止措置に関する QMS は、是正措置プログラム委員会において計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用していく。 QMS に係る内部監査は、品質保証監査委員会で行い、活動結果について学長及び管理者に報告する。</p> <p>3. 継続的な改善 学長及び管理者は、評価の報告において、改善が必要と判断した場合は、未然防止処置ないし是正処置の指示等を行い、これら継続的な改善を通して、廃止措置作業に係る安全の達成・維持・向上を図る。</p>	<p>学長がトップマネジメントを担うことを明確化 (以下、同じ。)</p>